

## 清末湖南の遷善所に関する覚書

目黒克彦

(史学教室)

### 一 はじめに

筆者は先に湖南省における変法運動の中で実施された、中国が自らの手で最初に行った近代的な警察制度である保衛局に関して、その実施に至る前提条件としての湖南をめぐる情勢、及び保衛局実施に至る経緯、その内容と特徴、政変後の保衛局に対する措置等を検討した。<sup>1)</sup>そして結論として、列強の湖南進出必至という状況と、攘夷的風潮が尚旺盛な省内の状況の下で、「外国との摩擦による利権の侵奪を避け、治安の安定化による省内商工業の発展を企図した政策」と位置付け、政変後、「変法派の諸政策をことごとく嫌悪する守旧派によって、保衛局は廃止されたのであり、そこには変法派と守旧派との対人民観、或いは対人民政策における同質性を見出せるものは何もない」と結論付けた。<sup>2)</sup>かかる結論をより確かなものとする為には、保衛局と同時に設置・施行されたと考えられる、犯罪者及び失業者の矯正授産施設としての遷善所の内容の究明によって、その性格を明らかにし、変法派の意図をより明確にしなければならぬ。しかし前稿においては遺憾ながら触れ得なかつたし、又遷善

所に関する史料も極めて限定されており、その内実に迫り得る材料に不足する憾みがある。

しかしながら、十九世紀末の湖南変法派が意図した治安維持策とは何か。そこで治安維持の対象とされた人民とは、彼らにとってどの様に意識されていたのか。全くの敵対的存在として、弾圧の対象として意識されたのか、という問題が検討されねばならない。藤谷浩悦氏は同じく保衛局を取り挙げた論考において、保衛局が上層の紳商の利権の保護を目的とし、人民を敵視・切り捨てる政策として、保衛局を意義付けられたと<sup>3)</sup>考えられる。湖南変法派の対人民観を検討する一つの手懸りとして、極めて限定された史料ではあるが、管見の範囲の史料に基づき、遷善所の内容とそれを設置しようとした変法派の意図を検討する中で、彼らの人民観を考察しようとして、粗雑な覚書を記すものである。

### 二 遷善所の開設

既に述べた様に、遷善所の内容を検討する材料は極めて乏しく、「湘報類纂」所収の「湖南遷善所章程」(以下「章程」と略称)全

三十四条に限定される。この「章程」は何時作成されたのであろうか。一九七九年五月に上海図書館より刊行された「中国近代期刊篇目彙録」第一巻の付録として、湖南変法派が発行した日刊紙「湘報」全号の「簡目」を掲載しているが、これに拠れば、「章程」は一八九八年三月十四・十五日（光緒二十四年二月二十二日・二十三日）付の第七・八号に、二回に分けて掲載されており、第七号には「湖南保衛局章程」も掲載されている。従って「章程」は「保衛局章程」とほぼ同じ時期に作成されたと考えられる。

では一体誰が作成したのであろうか。湖南変法派が組織した南学会の会長であった皮錫瑞の「師伏堂未刊日記」（以下「皮日記」と略称）の九十八年三月九日（二月十七日）の項に、

廉訪、遷善所章程を見示す。秉三云えらく、保甲局は遷善所に改めん、と。

とあり、廉訪＝長宝塩道であり代理按察使であった黄遵憲が「章程」を皮錫瑞に示し、同席した秉三＝熊希齡は、保甲局を遷善所に改めようと発言した事を記している。又「湘報類纂」所収の黄遵憲による「湖南署臬司黃通飭各州縣慎重刑獄札文」の中で、監獄の改革・整備に関して十五条に分けて述べた後に、

現に撫憲の司に檄するを奉じ、湖北遷善所章程に仿照し、評議飭遵し、己に省城において保衛局に付して遷善所を設立す。

と述べており、巡撫陳宝箴の檄を受け、湖北の例に倣って設立した事を記している。従って直接的に言及した史料は欠如しているものの、「章程」も「保衛局章程」と同様に、黄遵憲の手に成ったものと考えられる。尚、湖南の遷善所に先行し、そのモデルとされたところの湖北遷善所については、何時、誰によって、如何なる内容のものとして作られたものか、現在の所、全く明らかでない。湖広総

督張之洞が改変後、保衛局の保甲局への裁併を報告した上奏文の中で、湖南の遷善所は、「他省の自新所章程と相同じ」であると記しており、当時「自新所」なる施設が設置されていた様に述べられているが、その内実も不明である。記して後考を待ちたい。

かくして湖南の遷善所は、保衛局の構想が固まるのとはほぼ同時進行的に黄遵憲によって構想され、「章程」が作成されたと思われる。「保衛局章程」の場合、原案が黄によって作成され、皮錫瑞に示されたのが二月五日（一月十五日）であり、更に成稿が出来たのが二月十日（一月二十日）、「湘報」に掲載されたのが三月十四日（二月二十三日）である。この間に一カ月余の間隔がある。そしてこの間に反対論が沸き起ったわけであるが、遷善所の場合、原案が示されたから「湘報」に登載されるまで、僅か五日程の時間しかない。この事は保衛局については、成案を示して予想される反対論を見きわめ、実施可能と判断して「湘報」に掲載し、実施の決意を示した事を窺わせるものであり、遷善所については、あくまでも保衛局の付属施設として、保衛局をめぐる論議の中に埋没して、その是非論は出されず、保衛局の実施と共に開設に至ったと思われる。皮錫瑞の日記においても、遷善所に関する記述は極めて少ない。主要な論議は保衛局に集中し、遷善所の設置問題はその陰に隠れた形で、何らの論議もなく、開設に至った様である。

遷善所開設の期日については、それを示す明文史料は存在しないが、保衛局が九十八年七月二十七日（二十四年六月九日）に開局しており、先の「中国近代期刊篇目彙録」では、「湘報」一四八号（九月七日八月二十二日付）に「章程」が再録掲載され、更に一五四号（九月十四日八月二十九日付）には、

善政宜民「長沙遷善所の各項の教習は日ならずして到らんとす。」

という記事が掲載されている事が知られる。「湘報」一四八号に何故「章程」が再度掲載されたのか、明らかでないが、開設後その内容をより周知させる為と推測される。以上の事から判断すれば、遷善所は保衛局とほぼ同時に発足し、後に見る様に、保衛局の巡查等によって逮捕された犯罪者は、分局長の判断によって遷善所に入所させられたと思われる。しかし彼ら入所者に対する手工技術の教習は、「湘報」一五四号の記事の「簡目」に有る如く、当初まだ教習が配置されておらず、九月後半に至って本格的な授産事業が開始されたものと思われる。しかしながら九月二十一日には北京において政変が起り、やがて保衛局も廃止され、以前の保甲局体制へ復帰する事となる。その時点で遷善所がどの様に措置されたのか、保衛局と同じ運命をたどったのか、という点も明らかでない。

以上遷善所の発案者・設立時期等について、現在知り得る限りの史料を基に推測を加えて述べたが、上海図書館に所蔵される「湘報」の当該記事を見る事が出来れば、更に具体的に明らかになるであろう。

### 三 遷善所の管理と運営

次に「章程」に拠って、遷善所の内容を検討する事とする。

#### (一) 設置目的

先ず設置目的について見ると、遷善所の入所対象者は、「失業者」と「犯人」としている。「失業者」とは、「章程」第十一条に、  
 年軽く教を失ない。その家長より呈首されし者、或いは遊蕩にして依るなく、時に街市に在って擾累訛索し、人に指控されしこと有る者、或いは貧困異常、及び懶惰にして堪えず、その族長姻戚より引送せらるる者の如きは、統てこれを失業者と謂う。

と規定されており、未だ明らかな違法行為を犯してはいないが、生業を持たず、遊蕩無頼にして、街頭で騷擾を惹起する様な若者を指して言っている。彼らは家長・族長らの申請・保結によって入所させられ、「成衣(裁縫)・織布・弾綿(綿打ち)・刻字・結辮線(組紐作り)・製鞋(製靴)・削竹器・造木器・打麻繩(麻繩作り)の類」の手工技術を修得せしめ、職業人として矯正し、出所させるというものであった。

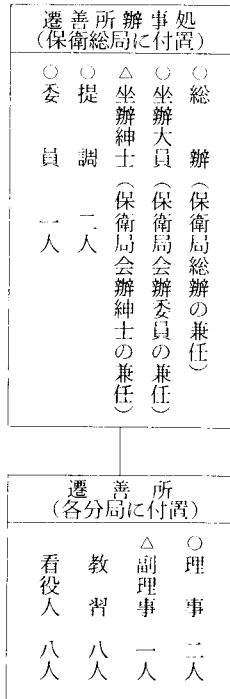
一方「犯人」とは、保衛局の分局委員の審理によって、その犯罪内容及び收容すべき期間を定めて遷善所に送付された者であり、「情節較や重く、苦役に充つべき者」を除く者を対象とする、とされている。この点は後に再び触れるが、遷善所の目的は、無職にして遊蕩無頼の人々及び軽微の乃至情状により更生可能とされた犯罪者を收容して、手工技術を修得せしめる、という職業訓練を行う矯正教化の施設とする事であったと言える。こうした施設の設置を必要とした前提には、当時の長沙の治安が混乱を極めていたという事情が有った。即ち先の拙稿に述べた様に、十九世紀末の長沙には、「地痞」「強丐」「扒窃」「奸民」「散勇」等が横行し、富豪・商店を標的に、ゆすり・脅迫・詐欺・誘拐・窃盜・強盜事件が頻発しており、保衛局設置の目的の一つは、これら不法分子を取締り、治安の確保を図る事であった。<sup>13)</sup>しかし取締りのみを強化すれば、これら無業・失業の民は他処へ逃れ、同様の不法行為を繰り返す事となり、保衛局が不法分子を長沙から他地方へ追いやるだけに終り、却って他地方の治安を混乱させるといふ結果を招きかねない。この為に取締りの機関としての保衛局の設置と共に、これら不法分子乃至法を犯しかねない人々を收容して職業を身につけさせ、社会に有用な人間として活躍させる為の施設を必要としたのである。保衛局が弾

庄の機関であったとすれば、遷善所は矯化・更生の機関であったと言えるであろう。

(二) 管理体制

こうした目的・狙いを持つ遷善所の管理体制はどの様であったのだろうか。遷善所が保衛局の付属施設であった事から、当然保衛局の管理・運営と密接な関係を持っている。

遷善所は長沙の城内外に五ヶ所設置するとされている。<sup>(15)</sup>それは恰も保衛局体制下の中級機関としての分局が、城内外五ヶ所（城内の東西南北に各一所、城外に一所）設置される事と対応しており、従って分局に付属して設けられたものと考えられる。又城内中央に設置された保衛総局内に遷善所辦事処が置かれ、これが遷善所全体を統轄する機関となる。この遷善所辦事処は、その名の如く事務機関であり、ここには収容施設はない。組織体制を図示すれば左の如くである。



(a) 遷善所辦事処

遷善所の統轄機関である辦事処は、城内中央に設置される保衛総局に付置される。ここには遷善所全体の事務を掌管する総辦が配置されるが、これは保衛局総辦が兼任する。<sup>(17)</sup>同様に保衛局の會辦委員

が兼任する坐辦大員一人、會辦紳士が兼任する坐辦紳士一人が置かれる。前者は遷善所に關するあらゆる「公文」の收発を総辦と共に行い、後者は総辦と共に、「稽查管理」を担当する。<sup>(18)</sup>これらの人員は保衛局の任務を兼ねるものであるが、遷善所の専任者として、提調二人が置かれる。彼らは「知府或同知」クラスの官員であり、毎日交代で一切を稽查する事とされている。更に「同通州県」クラスの官員を条件とする委員一人が置かれ、毎日辦事処で事務を処理する者とされている。<sup>(20)</sup>

以上が遷善所辦事処を構成する人員であり、総辦・坐辦・提調は必要の際には、合議する事とされている。<sup>(21)</sup>

(b) 遷善所

次に各遷善所の構成を見ると、ここには「佐式雜職」クラスの理事二人、紳士が就任する副理事一人が配置される。<sup>(22)</sup>彼らと保衛分局の局長との関係は、「章程」第七条に、

所中の公事は亦保衛局分局委員の兼轄に歸す。所有犯人を收發する各事は、所に駐する委員を会同して辦理すべし。

と規定される様に、保衛局分局局長が遷善所の管理責任者を兼任し、入所者の収放について、分局長と理事が会同して処理する事としている。理事の職掌は、収容すべき「失業人」「犯人」に対する職業訓練の実施・監視・所内秩序の維持等であり、副理事は収容者の「一切の起居飲食・稽查・保護より以って疾病・困苦・用恩に及ぶまでの処」を専管するとされる。即ちここでも官と紳との間に任務分担が為され、官は収容者に対する教育・監視、秩序を乱す者への懲罰等を担当し、紳は彼らの所内における生活面を担当する者と言える。これを総括して、第九条には、

理事官紳は相助けて理を為す。刑法は官の専管と為し、銀錢は紳

の専管と為す。

としている。この任務分担は保衛局の精神と同様である。

收容者に手工技術を教授する教習について見れば、各遷善所ごとに八人を配置することとしている。收容者の定員は、一遷善所当り「失業人」の四十人、「犯人」の四十人、合計八十人とし、各教習は十人に対して各自の技術の訓練・教授を行い、且つ所内における收容者の監視をも担当する事としている。又各遷善所には八人の看役人が置かれ、「奔走」「彈圧」の任に当る。教習と看役人は、日夜交代で看守の任をも担当し、保衛局における巡査の巡邏に倣い、四時間ごとにこの任に当る事としている。従って教習は単にその名の如き手工技術の教育を担当するだけでなく、看役人と共に看守としての責任を負っていた事となる。この他給食を担当する廚役や雑役・門役が置かれているが、その員数は明記されていない。

以上の構成員によって遷善所の管理・運営が行なわれる事となる。

### (三) 遷善所内の生活

遷善所の構造については、その具体的な姿は明らかでないが、收容者の住房は、一房に「失業人」三人、「犯人」三人の計六人を収容し、都合十三・四の房を備え、この他に廚房・門房・浴室・監禁房・工場が有った様であり、更に五遷善所の收容者を対象とした病院をも設備する事としている。<sup>(35)</sup>

さて「失業人」は先にも述べた様に、家長や族長の申請・具結に基づいて入所し、定時に各教習の指導・監督の下で、工場における作業に就き、一定の「定程」(ノルマ)を課せられる。彼らは一定の技術を修得した後に出所する事とし、特別に入所期間の定めは見えない。一方「犯人」については、保衛分局の委員(分局長)の判断により、その犯罪内容によって拘禁日数が定められ、遷善所へ手

械である「鎖紐」を施されて送られる。入所の際身体検査が為され、

凶器・洋薬烟具・水旱烟袋・洋火(マッチ)・火石(火打ち石)・火刀(鉄製火打ち石)・銀錢等の所持の有無を調べ、全て取り上げて保管し、釈放時に返還する事としている。但し凶器や窃器(窃盗に用いる道具)は没収する。又洋烟(アヘン)については特に嚴重に調べ、入所する「失業人」「犯人」を問わず、アヘン中毒の者には「戒烟丸薬」を給する事としている。「犯人」は入所後一カ月間は「鎖紐」を付されたまま監禁され、その後委員の判断で「安分習業者」と認められれば、「鎖紐」を解き、「失業人」と共に工場で修業する。しかしこの間に、「管束に服さず、及び嘈鬧鬪毆する者」は保衛分局に送られ、懲罰の「鎖紐」を施され、「情軽き者は所中に発回し、勅して苦役を作さしめ、情重き者は府県の監に発せられる。又遷善所には監禁房が設置されており、「犯人管束に服さず、怙惡滋事せる者は、所に住む委員の查明を経て、仍りて鎖鑰を上げ、監獄に発入し、満ちる日に再び脱せしむ」という懲罰が行なわれる。<sup>(40)</sup>

收容者は朝・夕に点呼を受け、各々の房に帰り休む事となるが、各房の施錠は為されず、ただ門のみ施錠され、従って收容者の所内での行動は監獄に比して、自由であった様である。<sup>(42)</sup>

入所者が学ぶ手工技術は、先に記した様なものであるが、その他に、湖南の特産品である瀏陽の葛布・辰州の楠木・永州の錫器・宝慶の竹器・桃源の緑布についても将来的には学習・製造し、更には外国からの輸入品である灰麪(麵粉)・鉄釘・タバコや、輸出品の草帽等についても、教習を招いて倣造させようとしている。この事は遷善所の目的として、「失業人」や「犯人」に対して、一般的な手工技術を修得させるといふ事だけではなく、省の特産品の製造や輸出入品の製造をも意図していた事を示しており、変法派の殖産

興業の一つの手段として、かかる遊民や軽微の犯罪者をもその政策の中に組織し、活用しようとする考えを見出す事が出来るであろう。又入所者はこうした所内における作業だけでなく、「通溝池・修道路・築城池」等の土木事業にも従事させる事としている。<sup>(44)</sup>

かくして無業・失業の遊民、軽微の犯罪者等を生産活動に従事せしめ、労働に従事させる事によって、彼らを矯正し、職業人と社会に送り出し、活用しようとしたものである事が理解される。

#### (四) 遷善所の経費

次に遷善所の運営に要する経費について検討すると、「章程」第三十一条において、

此の項の遷善所の需する所の費用は、均しく一定の款項有り。官由り支給し、六個月毎に用いる所の各款を將つて、保衛局局章に照依し、局門に繕貼して衆に懸示す。

と規定され、基本的には官費によって運営する事とし、六ヶ月ごとに決算書を公示して不正の除去を図っている。官からの支出額がどれ程か、又どの税目より支出されるのか、明らかでない。一方で捐助を期待する規定も付されている。しかしこの捐助は一般的な運営経費の捐助を求めるといよりも、貧窮無業の人をより多く入所させ、<sup>(45)</sup>技術を修得させる、言わば奨学の資金捐助を期待したものである。即ち入所者の飯食銀は一日五分と定められており、もし銀十五元を捐助する者が有れば、その事は十人を助養するものとされる。この事は一遷善所の定員四十人より多くの「失業者」の教修を目指し、定員外の人に対する経費を捐助によって賄おうとしている事を示している。この定員外の入所者は所内に住まず、「朝到暮回」する事としている。更に紳商に対して、遷善所の施設の拡大の爲の捐助を期待する文章も見える。<sup>(46)</sup>従つて遷善所の運営に要する経費、入

所者に要する経費は基本的に官費によって賄う事とし、定員以上の「失業者」の授産の経費を民間の捐助によって行うものとしていた事が窺われる。

一方支出の面では、人件費が大きな額を占める。総辦・坐辦は無給であるが、提調二人に対しては、毎月各八〇元、委員には毎月五十元、理事に毎月十四元、副理事にも毎月十四元の支給を規定し、開所後の仕事の繁簡によって人員数・給与額を再検討する事としている。<sup>(47)</sup>しかしながらこの「章程」に在っては、日常収容者と直接に接して活動する教習・看役に対する給与については何ら触れていないし、雑役・門役・廚役に対する給与は、別の章程において定めるとしているが、明らかでない。明示された人件費の月額は、遷善所辦事処と五つの遷善所の合計で八二〇元となる。教習・看役人については、保衛局における巡查吏が月六元、四等巡查が四元である事から、仮りに月五元とすれば、一所について両者に対する給与は月八〇元となる。全遷善所の人件費は、月一二二〇元となる。この他に廚役・雑役・門役に対する辛工費が加わる事となる。

次に遷善所の収容者に要する経費として、「衣」の面では、各人に牀鋪一張と冬季の絮被一床、綿襖・綿褲各一件、夏季の蓆一張の支給が規定されているが、<sup>(50)</sup>これがどれだけ金額になるのか明らかでない。「食」については、「章程」第二十七条に、

失業者は毎日銀元五分を給し、犯人は飯食銀四分を給す。概て廚役の承辦に帰す。

とあり、「失業者」に対しては銀元で五分の食費が支出されるが、「犯人」に対する「飯食銀四分」の支出をどの様に解釈すべきであろうか。一方で「飯食銀元」とし、他方で「飯食銀」としつ、単位を同じ「分」で表わしているが、どの様に異なるのか、判然としな

い。「失業者」に対する食費が「犯人」のそれに比して多く支出されている様であるが、その差がどの程度か不明である。明らかにし得る「失業者」の食費の支出のみで計算すれば、一遷善所四十人で、五遷善所に定員一杯入所しているとすれば、彼らに対する支出額は毎月三百元となる。

認定し得る遷善所全体の所要経費は月額一五二〇元、年額にして一八二四〇元となる。これは嘗て試算した保衛局の件費年額五一六八元(9)の約三割に該当する額である。他の不明の諸経費を勘案しても、遷善所の財政規模は、保衛局の約三割と考えて大過ないと思われる。

遷善所は矯化・授産の為の施設である。従って諸工芸の技術を收容者に教修させる為の経費が当然必要である。「章程」第十六条に、此の項の需すべき鈔・布・絲・綿・竹・木の各項の成本の備うべき物は、先に所中より預備し、再び各教習に発交し、各人に分給して工作するを行う。

と規定され、諸工作の原料は遷善所が準備し、教習から各收容者に分給される。その後、

各項の業成れば、委紳より発出分售し、物料の成本を帰還するを除くの外、如し失業者の作る所にして贏余有らば、三成を以て給して零用と作し、七成を以て分別存儲し、その出所の時を俟ち、給して資本と為さしむ。如し犯人の作る所にして贏余有らば、五成を以て該犯に給す。出所の時を俟ち、給して資本と為さしむ。<sup>(9)</sup>

と規定する如く、收容者の製作に係る製品は、委紳(副理事)の手によって販売され、その売上げ代価から原料分を差引いて、残余が有った場合、「失業者」については、その三割は本人に支給して

小遣い銭とし、七割は蓄えて出所後の資本とさせる。一方「犯人」については、利益分の五割は食費に補填させ、五割を蓄えて出所後の資本とさせる事としている。従って原料代の公費負担は一応無い事になり、純利分の七割乃至五割を蓄えて、出所後の自立しての生計の資とさせ様としていたのである。

この事は遷善所の設置を図った変法派の考え方を見る上で極めて重要な点であると思われる。即ちこの様な遷善所が保衛局の設置と併行し、これに付置する形で設けられたという事は、保衛局と遷善所とは一つのセットされた制度として理解されるべきものである。保衛局を単なる人民の抵抗運動を弾圧する機関としてのみ位置付けるならば、遷善所も又かかる反体制分子を監禁し、社会より隔絶させる事のみを意図するものであるべきである。しかし変法派が事新しく遷善所と名付けて設置した意図は、保衛局によって治安の確保を図り、これを乱す者は、まだ教化されず、又職業を持たないが為に不法・非法を為す者と理解し、彼らを遷善所という矯化・授産の施設に收容し、彼らを手工技術・職業を持つ社会人に改造し、湖南の産業の振興・発展に貢献させようとする事であり、その為在所内における労働の成果の一定部分を彼らに還元し、出所後の自立した生活の資本とさせようとしているのである。決して当初から彼らを矯化し得ない者として敵視し、弾圧する為だけの施設ではない。遷善所は比較的軽微な犯罪者の收容・矯化を行う施設である事は言うまでもないが、むしろ重点は、無職遊蕩の若者に対する授産・職業訓練に置かれていたとさえ言い得る。それは紳商の捐助をかかると「失業者」の收容数の拡大に振り向けたり、更には遷善所の規模の拡充に向けようとしていた点からも、その意図を窺う事が出来るであろう。

十九世紀後半以後、西欧列強の湖南進出強化に伴って、省内の農

業・商工業が衰退し、加えて太平天国を始め、数々の国内反乱平定の軍事力として輩出した湘勇が解散された事によって多数の「散勇」<sup>11</sup>失業兵士を生み出した。こうした失業した農・工・商業従事者及び兵士が一方で湖南の治安・秩序の不安定を惹起していたわけである。従って変法派の意図は、彼ら失業した人々に対して手工技術を修得せしめ、生産活動に従事させる事によって、治安の安定化と共に、商工業の振興・発展を図るという、二方面の狙いの下で設置されたものと考えられる。先に述べた湖南の特産物や、輸出入品の生産技術を伝授しようとする構想は、まさしくその事を物語るものである。

#### 四 遷善所と監獄

以上に見てきた遷善所と、当時中国社会に通行していた監獄制度乃至矯正の施策とを比較する時、湖南変法派、とりわけ遷善所の設立者と見られる黄遵憲が、「遷善所」と銘打って実施しようとした意図・狙いが一層明確になるのではなからうか。中国の従来からの監獄制度については、まだ十分な考察を進め得ていないが、取りあえず「清国行政法」を参照しつつ、その相違等を示しながら、考察を進めたい。

さて従来<sup>12</sup>の監獄は「一切ノ未決囚ヲ拘禁スルニ供スルモノニシテ犯罪ノ種類ニ依リテ取舍スルコトナキヲ原則トス」<sup>53</sup>と記されている様に、未決囚を拘禁する事を原則とするが、遷善所に在っては、既に見た様に、犯罪の「情節較や重く、苦役に充つべき者」<sup>13</sup>徒刑以上の刑罰に該当する者を除き、杖罪以下の罪に当る者は、保衛分局において処分が決定され、その決定に基き、一定期間遷善所に入所させるといふものであり、いわば既決囚を収容し、更生・矯化する施設

である。その意味では従来<sup>12</sup>の監獄は現今の拘留所に該当し、遷善所は一種の刑務所に該当すると言える。では従来<sup>12</sup>の制度において既決囚を収容する施設は何かと言えば、制度としては存在しなかった様である。答・杖刑はその決定数の執行を受けた後に放免され、徒刑は「各地ノ駅遞ニ配兪シテ勞役セシムルヲ原則」とする自由刑であり、一所に拘禁されるという事はなかった。

この様に見れば、遷善所は既決囚を収容して更生・矯化せしめる施設として、当時の中国には見られなかった施設の様である。もっとも先に述べた様に、黄遵憲は湖北の遷善所章程に倣って、湖南の「章程」を制定したと述べ、張之洞も「自新所」なるものが存在していたかの如く記している。しかしながら、「自新所」が果して存在していたのか、又いかなる内容のものであったのか、現在の所全く明らかでない。加えて張之洞は、一九〇四年（光緒三十）の湖北の按察使及び州县官に宛てた札文において、「庶獄の清釐」<sup>54</sup>「濫刑の嚴禁」と共に、「遷善習芸等所の建設」を命じている。この事は湖北省に在っては、この時点まで遷善所やこれに類する施設は、設置されていなかった事を示している様に考えられる。やはり遷善所は湖南の変法派によって創建されたと考えるべきではなからうか。

又湖南の遷善所はかかる既決囚の収容のみを目的としたのではなく、より強い狙いを「失業者」と表現される無職・失職にして遊蕩無頼の人々を収容する事に置いている。この事は一面ではかかる人々が経済的困窮から犯罪に走りかねないという判断からの予防拘禁という意図も窺われるが、他面で彼らに対して職業訓練を施し、社会に有用な人間として送り出そうとする意図も有り、これを単なる御題目として無視し去るべきではない。

管理という面から見れば、地方の監獄の場合、按察使衙門及び府



州県に設置されており、按察使司・府衙門の監獄には司獄が配置され、州県の獄には典史が置かれている。<sup>56</sup> 監獄は当然ながら官員による管理・運営が為されるのに対して、遷善所は既に見た様に、官紳合同の体制を取り、官・紳による任務分担に基づく管理・運営が為されている。ここにも旧来の官のみによる管理の不正・弊害の除去と、郷紳の地方における「紳権」の発展・強化を図ろうとする変法派の意図を見出す事が出来る。

收容者に対する待遇という面を見れば、監獄の場合、在監囚徒に対して一日に倉米一升を支給し、冬季には絮衣一件を給し、席薦を常に鋪置し、冬は暖床を設け、夏は涼漿を備える事としている。<sup>57</sup> 遷善所に在っては、「失業人」に毎日「飯食銀元五分」、「犯人」に対して「飯食錢四分」の支給を規定し、この金額が炊事係の廚役に支出され、食事が賄なわれた。衣料の面では牀鋪一張と冬季の絮被一床と綿纒・綿褲各一件、夏季における蓆一張の支給が規定されている。<sup>58</sup> 以上の各收容者に対する待遇において、両者の間に言い得る程の差は見出し難い様に思われる。しかし遷善所の場合、入所後一カ月間の鎖紐を施されての監禁後、態度良好の者は鎖紐を解かれ、自らの選択によって仕事を行う事が出来、且つその製品の販売によって利益を得た場合、五割を出所時に支給される事となっている。この点について監獄の場合、「囚徒ハ其在監中各自好ム所ノ手工ニ従事スルモノノ如シ」とあり、又広東の事例として、囚徒が工錢を受領する特権を有していた事が報告されている。<sup>59</sup> 但しこれが全国普遍の制度として行なわれていたのか、又囚徒に給される工錢がどの程度のものか、判然としない。「清国行政法」に拠れば、「大清会典」等の諸史料において、囚徒を労役に服させる事に関して何等の規定も為されていないが、現実には、地方的な判断によって行なわれて

いたであろう事を推測している。<sup>61</sup> 在来の監獄制度における囚徒に対する労役が、彼らに対する懲罰としての苦役を課する事であったと思われるが、遷善所の場合、「犯人」に対しても、明らかに出所後の良民としての生活を可能とさせるべき技術の修得と生活資金の確保とを意図したものであり、その事がそもそも「遷善所」と名付けた意図であったであろう。こうした明確な意図に基づく所内の職業訓練による矯正という事も、変法派による遷善所設置の重要な狙いの一つであったであろう。

所で従来の監獄と新設の遷善所とは、いかなる関係に在ったのであろうか。遷善所の設置は監獄の廃止を伴ったのであろうか。この問題の検討の前に、黄遵憲の監獄に対する考え方、その改善の方策について見る事としたい。黄は代理按察使という立場で、湖南の各州県に対して刑獄の整頓に関する札文を発している。<sup>62</sup> この札文が発せられた時期については、先にも引用した様に、札文の末尾に、巡撫陳宝箴の命により、省城の保衛局に付して遷善所を設立し、更に各州県に「一体照辦」させようと考えている旨記しており、更に「中国近代期刊篇目彙録」第一卷所載の「湘報」の「簡目」に拠れば、一八九八年五月三十日（二十四年四月十一日）付の第七十三号に、「臬憲通飭各州縣札（黄遵憲通飭改革管獄諸弊）」の見出しが見えており、遷善所の設置準備の段階であった事が知られる。この札文はその表題の如く、当時の州県の監獄の状況に対する黄遵憲の認識と、それに対する彼の改革の意図を見る事が出来る。以下この札文に拠って、当時の湖南の監獄の状況と、それに対する黄の発言を見る事によって、彼の遷善所設置の意図について検討を進める事とする。

黄遵憲の監獄に対する認識は、

国家の獄を設くるは、原より暴を禁じ奸を止める所以にして、果して大盗要兇に係り、悪貫満盈(悪の限りを尽す)なれば、撃自ら作るに由り、猶お言うべき也。

と述べる様に、大盗要兇を収禁するものであるが、現実には、其れ市井鼠窃の徒・室家雀角の訟は、或いは饑寒こどもも迫るに由り、或いは伶仃無告に出ずるも、亦犯す所の軽重を問わず、動もすれば輒ち長羈永禁す。

と記すが如く、饑寒に迫られてやむなく犯す些細な罪行や訴訟に對して、その軽重を問わずに長期間収監されるという状況であった。従つて黄に在つては、監獄は本来的には悪事の限りを尽し、更生不可能とされる悪人を収監すべき施設であり、軽犯罪者や訴訟関係者を拘禁すべきではないと考ふる。しかし現状は、湖南のより具体的な事例として、恩赦により釈放さるべき者が、被害者への埋葬銀を支払い得ない為に、二年余も拘禁され続けたり、無罪の人が一年余監禁されて病死するという状況であった。更に獄舎の内部は、狭小にして不衛生で、

即とえ尋常に在つても、亦已に十囚五死し、若し天災に遇わば、更に問うに堪えず。

とある様に多数の獄死者を出すと言う。又牢番である禁卒・看役も収監者からその所持品を没収して己の物とし、彼らに種々の拷問・虐待を加える。為に囚徒の様子は、黄自身の目撃に拠れば、

囊頭(頭に囊をかぶせる)械足(足かせ)せられ、鳩形鵠面し、案下に匍匐す。復た人色なし。

という無惨な状況であった。こうした現状に對して、黄は十五条の改善策を州県に指示している。ここでは月報等の冊籍類の整備による収監者の状態の正確な把握と、収監期間の短縮化、丁役による

収奪・拷問の禁止・取締り等々を挙げた上で、最後の条において、凡そ軽罪已決の人犯は、素より執業すること鮮し。又戸族の的保無く、遽かに積くに礙難なる者は、応に各府州県に由り公所を設立し、教えるに工藝を以つてし、恆業有りて、莠を化して良と為すを期すべし。

と記し、軽罪の犯罪者に對して手工技術を教修せしめ、良民に矯化する為の「公所」と称する施設を、各府県に設ける事を挙げている。従つて黄遵憲の考えとしては、重罪凶悪な犯罪者はともかく、生活苦からやむなく不法行為を働いた人に対して、懲罰の施設としての監獄に送り、悲惨な境遇に陥れるよりは、更生矯化の施設を各府州県に設置し、彼らを良民として立ち直らせる事に主眼を置いていたと言えるであろう。

さてこの監獄と遷善所との關係については、「章程」第二十一条に、  
 倘し管束に服さず、及び嘈鬧闖毆する者有れば、委員より保衛分局に送り、分別して懲責鎖押す。情軽き者は所中に発回し勒して苦役を作さしめ、情重き者は府県監に発す。

とあり、遷善所における服務態度不良の者は、府県の監獄に送る事としており、従来の監獄はそのまま存続し、重罪に該当する者、又軽罪で遷善所に入所しても、改悛の情の薄い者は監獄に収容される。即ちより具体的に見れば、例えば或る犯罪事件を起し、杖刑処分を受けた者は、従来の体制の場合、その場で刑罰が執行されて放免となる。しかし保衛局体制の下では、徒刑以上の罪に該当する事件の犯人は、保衛総局に送られて、総辦以下によってその処分が決められる。その際の処分は、

此の項の罪犯の情罪重大なる者は、案結の後、仍お長(沙)・善(化)監及び府監に発交して収管せしむるを除く外、その他は

均しく遷善所に発交して辦理せしむ。<sup>64)</sup>

と規定し、徒刑以上の重罪犯全てが監獄に収管されたわけではなく、徒・流刑に該当すべきも、情状酌量によって遷善所に送られ、更生の機会が与えられる事も有った。一方杖刑以下の犯罪者については、分局長によって収容期間が定められて遷善所に送られ、一月の鎖紐を施されての拘禁の後に、「学工」させるのである。この事はたとえ徒罪以上の犯罪者であっても、更生の見込みの有る者は遷善所に収容し、良民として、職業人として社会で活動させ様とする意図が有った事を示している。かくして遷善所は決して在来の監獄を否定するものではないが、監獄は情罪重い犯罪者を収容する施設として位置付け、改悛の情有る犯罪者に対して、徒・杖・笞等の体刑に代えて、更生手段としての「学工」＝職業訓練を課して立ち直らせようとするものであったと言う事が出来る。

遷善所の設置は、以上に見た様に、従来の裁判・刑罰の方法を一定程度改善するものであったと言えるであろう。

## 五 おわりに

遷善所は湖南の警察機構として設置された保衛局に付置された施設であり、中村義氏は「囚人の再起のための更生施設」と述べられた。しかし小稿において検討して来た様に、遷善所は犯罪者を収容し、その更生を図る施設であると共に、収容定員の上でそれと同数の無業・失業の人とを収容して職業訓練を施す施設でもあり、紳商の捐資によって後者の収容能力の拡大を図ろうとするものであった。この事は先にも記した様に、これら無業・失業の人々を将来的に不法行為を起しかねない危険分子として、事前に収禁する予防拘禁としての狙いが有ったとの解釈も一方では可能とするが、他方で彼ら

に対して、所内において職業訓練を施し、且つその製品の売上げ利益分を彼らに還元し、出所後の自立の資金にさせようとしていた事等を考慮すれば、彼らの様な従来秀民として切り捨てられ、弾圧・取締りの対象となっていた人々を体制内に再び組織化し、社会に有用な人間として改造し、湖南省の、更には中国の商工業の振興・発展に貢献させようとした点を重視すべきであろう。保衛局・遷善所設置の推進者であった黄遵憲の意図はまさにそこに在ったと考えられるのである。この様な無知・蒙昧として、無視・切り捨て・取締りの対象とされた人々を、中国社会にとってより有用な人材として組織しようとする考えに基くものであったと考える。弾圧の側面を全否定するものではないが、重点は叙上の所に在ったと考えるものである。

更に遷善所と在来の監獄との関係で言えば、監獄が本来、未決囚を拘留する場であり、現今の刑務所の如き罪を償うべく懲役を行う場ではない。しかし現実には未決のまま長期にわたって収監されたり、無辜の人民が不衛生状態に放置されるという、まさに地獄図の如き状況を呈していた。その様な監獄制度の实情に対して、遷善所は犯罪者に対する処分を速かに行い、且つたとえ重罪にして徒刑以上に該当すべきも、情状によってはこれを遷善所に収容して更生せしめるという措置を取る事としている。この事は中国の前近代的な裁判制度・刑獄制度に対する一つの改革の試みとしても評価すべき事であろう。

尚、当時遷善所と同じ様な内容を持つと思われる「自新所」と称される施設が設置されている省が存在しているという記事や、湖南の遷善所が湖北の遷善所章程を模範として作成されたとする記載があり、既に湖北に遷善所が設置されていたかに見える。先には否定

的な見解を記したが、尚疑問として、後日の課題として残す事とする。  
 誠に零細な史料に拠り、推測を重ねつつ以上の如き結論を得たが、当を失する点の多々有る事を恐れる。しかし敢えて現在閲覽し得る史料を基にまとめて覚書とした次第である。大方の御叱正を乞う次第である。

(昭和六十一年九月十一日受理)

注

- (1) 拙稿「十九世紀末湖南の情勢と変法派の対応——保衛局設立の前提として——」〔集刊東洋学〕第五十四号、一九八五年十二月)及び「湖南変法運動における保衛局の歴史的位置」〔東北大学東洋史論集〕第二輯一九八六年一月)
- (2) 前掲拙稿第二論文。
- (3) 藤谷浩悦「湖南変法運動の性格について——保衛局を中心に——」(辛亥革命研究会編、菊池貴晴先生追悼論集「中国近現代史論集」一九八五年九月、汲古書院刊、所収)。
- (4) 「湘報類纂」丁集下、章程類、政事・商務の項。
- (5) 「湖南歴史資料」一九五八年第四期所収。
- (6) 「湘報類纂」戊集中、公牘類、咨文・詳文・札文・稟稿の項。
- (7) 「張文襄公全集」卷四十九、奏議四十九『裁撤南学会並裁併保衛局摺』光緒二十四年十二月二十六日。
- (8) 「皮日記」(「湖南歴史資料」一九五八年第四期所収)二月五日(一月十五日)の項。
- (9) 同前、二月十日(二月二十日)の項。
- (10) 「中国近代期刊篇目彙録」第一卷(上海図書館刊)『付録、湘報』一〇八〇頁。

- (11) 同前、一〇九三頁、第一百二十号(九十八年八月五日八二十四年六月十八日付)に、『保衛開辦(湖南省城創辦保衛局、初九日各局一律開辦)』とある。
- (12) 「章程」第十三条。
- (13) 同前、第十二条。
- (14) 前掲拙稿、第一論文。
- (15) 「章程」第一条。
- (16) 「湖南保衛局章程」第六条(「湘報類纂」丁集下、章程類、政事・商務の項)。
- (17) 「章程」第二・三条。
- (18) 同前、第四条。
- (19) 同前、第五条。
- (20) 同前、第六条。
- (21) 同前、第二条。
- (22) 同前、第八条。
- (23) 同前。
- (24) 同前、第十三条。
- (25) 同前、第十・十三・二十三條。
- (26) 同前、第二十四條。
- (27) 同前。
- (28) 同前、第二十七條。
- (29) 同前、第十九條。
- (30) 同前、第三十三條。
- (31) 同前、第二十五條。
- (32) 同前、第二十八條。
- (33) 同前、第二十九條。
- (34) 同前、第二十二條。
- (35) 同前、第三十條。
- (36) 同前、第十八條。

- (37) 同前、第十二条。  
 (38) 同前、第二十一条。  
 (39) 同前、第二十条。  
 (40) 同前、第二十一条。  
 (41) 同前、第二十九条。  
 (42) 同前、第十九条。  
 (43) 同前、第十四条。  
 (44) 同前、第十五条。  
 (45) 同前、第三十二条。  
 (46) 同前。  
 (47) 同前、第三十三条。  
 (48) 同前。  
 (49) 「湖南保衛局章程」第四十二条。  
 (50) 「章程」第二十六条。  
 (51) 前掲拙稿第二論文。  
 (52) 「章程」第十七条。  
 (53) 「清国行政法」第五卷 一九四頁。(一九六六年、大安刊の影印本に拠る。)  
 (54) 同前、同卷、一八〇頁。  
 (55) 「張文襄公全集」卷一百零五、公牘二十『札臬司飭各屬清釐庶獄建設遷善習芸等所并嚴禁濫刑』光緒三十年六月十五日。  
 (56) 「清国行政法」第五卷、一九三頁。  
 (57) 同前、同卷、二〇二頁。  
 (58) 「章程」第二十六・二十七条。  
 (59) 「清国行政法」第五卷、二〇八頁。  
 (60) 同前。  
 (61) 同前。  
 (62) 「湘報類纂」戊集中、公牘類、咨文・詳文・札文・稟稿の項の『湖南署臬司黃通飭各州縣慎重刑獄札文』。

- (63) 「湖南保衛局章程」第二十九条。  
 (64) 同前、第三十六条。  
 (65) 中村義「洋務運動と改良主義」(岩波講座「世界歴史」二十二、所収)  
 (一九八六年九月十日脱稿)